

第20回 農業委員会総会議事録

平成31年2月26日開会

中標津町農業委員会

平成31年2月26日、第20回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田	中	洋
3番	竹	村	聡
4番	武	田	健
5番	田	中	世
6番	瀧	本	和
7番	須	崎	智
8番	上	原	房
9番	和	泉	光
10番	後藤	田	宏
11番	高	橋	正
12番	赤波	江	信
13番	國	光	達
14番	小	林	亨
15番	中	村	正
16番	笠	原	康
17番	氏	家	康
18番	本	田	信

附議した案件

- (イ) 議案第106号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第107号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第108号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第109号 現況証明願いについて
- (ホ) 議案第110号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ヘ) 報告第57号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事務局長	吉川裕二
庶務係長	桐島秀一
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 13時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第20回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
12番、赤波江 信二 委員。
13番、國光 達男 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 1月25日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。はじめに、1月28日北海道農業者年金協議会主催によります平成30年度全道農業者年金研究会が、札幌市・北海道第2水産ビルを会場に開催され、会長・会長代理を含む6名の農業委員と代議員1名、事務局職員1名が出席しております。
翌29日には、同会場におきまして、北海道農業会議主催によります平成30年度市町村農業委員会活動強化研修会が開催され、会長・会長代理を含む6名の農業委員と事務局職員1名が出席しております。
酪農学園大学教授による基調講演のほか、網走農業改良普及センター美幌支所職員からは「津別町における農地所有適格法人の設立と設立後における農業経営の状況などについて」事例報告がありました。
最後に、1月30日北海道農業会議主催によります平成30年度女性農業委員・農

地利用最適化推進委員等活動強化研修会が札幌市・札幌国際ビルを会場に、関係者約120名参加のもと開催され、上原委員が出席しております。
以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第106号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案第106号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)(2)について、事務局よりご説明申し上げます。
議案の3ページをお開きください。

(1)(2)は貸主、借主が同一なことから一括して説明いたします。

(1)1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積69,270㎡ほか3筆、合計畑95,216㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成28年2月26日から平成32年12月23日まで。5、合意解約成立の日、平成31年2月1日。6、解約の理由、合意解約。4ページをお開きください。

(2)2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積65,705㎡ほか1筆、合計80,221㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成28年12月26日から平成31年10月28日まで。5、合意解約成立の日、平成31年2月1日。6、解約の理由、合意解約。

この2件については、議案第110号(5)(6)に関連するもので、賃貸借していた農地について、法人の設立に伴い、再度農地所有適格法人に賃貸借するため、期間内解約するものです。以上、賃貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程4、報告第57号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 報告第57号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1) について説明いたします。40ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成30年4月25日付、中農委4第30-1号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、砂利、黒墨、土採取。5、事業計画の期間、平成30年4月27日から平成31年4月26日まで。6、事業完了年月日、平成30年12月29日。

7、完了検査年月日につきましては、平成31年2月12日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、平成31年2月12日付けで、完了報告の写真にて確認したところですが、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程5、議案第107号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第107号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1) について説明いたします。6ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積45,143㎡の内12,786㎡、ほか1筆、合計畑13,163㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利、黒墨、土採取のため。4、転用の期間。平成31年3月22日から平成32年3月21日。5、採取量。砂利16,354㎡、黒墨15,804㎡、土16,877㎡。6、最大切深。10.80m。

7、見取図につきましては、7ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利・黒墨・土採取のため申請があったものです。

積雪のため現地調査をせず、申請書の資料にて確認したところですが、〇〇氏の4条申請による砂利等採取については平成7年度より計画的に採取事業を実施しているところであり、採取計画が終了することにより一団の農地として利用することが

可能になることから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第107号(2)について説明いたします。8ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積19,434㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。平成31年3月20日から永久転用。5、見取図につきましては9ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。

経営規模拡大のため、育成舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。

申請面積については、19,434㎡で、平成31年2月21日に第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり諮問致します。
日程6、議案第108号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第108号「農地法第5条の規定による許可申請について（1）」について説明いたします。11ページをお開きください。

（1）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,677㎡の内31,493㎡。3、許可を受けようとする事由。砂採取のため。4、転用の期間。平成31年4月1日から平成32年3月31日。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂53,484㎡。7、最大切深。9.0m。

8、見取図につきましては12ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、砂採取のため申請があったものです。

申請地については、平成29年に隣接の非農地で採取を行なった継続として、平成30年から当該地で実施されており、今回の申請面積は31,493㎡となっております。積雪のため現地調査をせず、申請書の資料にて確認したところですが、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（1）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

（2）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり） 高橋委員。

高橋委員 議案第108号（2）について説明いたします。13ページをお開きください。

（2）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積40,684㎡の内15,404㎡ほか2筆、合計畑34,000㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。平成31年4月1日から平成32年3月31日。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利45,832㎡。7、最大切深。9.96m。8、見取図につきましては、14ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。

申請地については、平成30年の継続地で今回の申請面積は34,000㎡となっております。積雪のため現地調査をせず、申請書の資料にて確認したところですが、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のお

り転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第108号(3)(4)について説明いたします。15ページをお開きください。なお、(3)(4)は借主が同一なことから一括して説明いたします。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積9,919㎡の内1,084㎡ほか3筆、合計畑7,088㎡。3、許可を受けようとする事由。黒墨採取のため。4、転用の期間。平成31年4月1日から平成32年3月31日。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。黒墨17,231㎡。7、最大切深。13.82m。8、見取図につきましては、16ページのとおりとなっております。

17ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積6,900㎡の内6,792㎡ほか1筆、合計畑13,917㎡。3、許可を受けようとする事由。黒墨採取のため。4、転用の期間。平成31年4月1日から平成32年3月31日。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。黒墨20,963㎡。7、最大切深。13.82m。8、見取図につきましては、18ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、黒墨採取のため申請があったものです。

申請地については、平成30年の継続地であり、今回の申請面積は(3)が7,088㎡、(4)が13,917㎡となっております。

積雪のため現地調査をせず、申請書の資料にて確認したところですが、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、諮問致します。
日程7、議案第109号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第109号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。20ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、面積48,746㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。4、見取図については、21ページのとおりです。

本案件につきましては、議案108号(1)に関連するもので砂利採取法にもとづく砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地区域となっておりますが、公簿が原野であり、現況も原野化している状況のため、現況非農地の証明が必要なものであります。

平成30年1月16日、第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第109号(2)について説明いたします。22ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積9,028㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、宅地。3、申請の理由、地目変更登記のため。

4、見取図については、23ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっておりますが、公簿が畑ですが、現況が

宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

平成30年8月17日、第2地区推進班による土地評価の際、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第109号(3)について説明いたします。24ページをお開きください。

(3)1、申請人の住所、氏名。

中標津町○○○○番地○○、有限会社○○○○、代表取締役、○○○○。

2、土地の表示、○○○○番○○、公簿、畑、面積34,921㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、宅地。3、申請の理由、地目変更登記のため。

4、見取図については25ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地からすでに除外されており、公簿が畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

平成31年2月21日、第3地区推進班により、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程8、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)から(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定によ

る農用地利用集積計画の決定について」(1) から (4) について説明いたします。
なお、この4件は貸主が同一なことから一括して説明いたします。

27ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、
理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積33,307㎡ほか1筆、合計畑73,305㎡。利用目的、畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年2月27日から平成35年12月24日まで。6、価格、年105,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、馬鈴薯。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は28ページのとおりです。29ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積5,663㎡ほか1筆、合計畑47,271㎡。利用目的、畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年2月27日から平成35年12月24日まで。6、価格、年69,940円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、馬鈴薯。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は30ページのとおりです。31ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積39,867㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年2月27日から平成35年12月24日まで。6、価格、年51,800円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は32ページのとおりです。33ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積45,994㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設

定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年2月27日から平成35年12月24日まで。6、価格、年60,480円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は34ページのとおりです。

この4件につきましては、農地保有合理化事業により、北海道農業公社が取得した農地を、近隣農家との協議により決定した5年後の取得予定者に賃貸借するものがあります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 議案第110号(5)(6)について説明いたします。

なお、この2件は貸主、借主が同一なことから一括して説明いたします。

35ページをお開きください。

(5)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積69,270㎡ほか3筆、合計畑95,216㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、新たな借主に賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年2月27日から平成32年12月23日まで。6、価格、年133,880円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は36ページのとおりです。37ページをお開きください。

(6)2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積65,705㎡ほか1筆、合計畑80,221㎡。利用目的、牧草畑及び採草放牧地。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、新たな借主に賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成31年2月27日から平成31年10月28日まで。6、価格、年106,920円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛

〇〇〇頭。 9、適用、農業経営基盤強化促進事業。 10、見取図は38ページのとおりです。この2件につきましては、農地所有適格法人設立のため、経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、法人と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。

議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

以上で、本総会に提出されました議案の審議はすべて終了致しました。
これをもちまして、第20回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 13時59分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年2月26日

会 長 本 田 信 幸

1 2 番 赤 波 江 信 二

1 3 番 國 光 達 男